

企画提案競技に係る御質問と回答

資料名	項目	頁	番号	質問	回答
企画提案競技実施要領	3 参加資格要件	1	3(1)	共同企業体での参加は可能でしょうか。	次に掲げる項目を全て満たす場合には、共同企業体による提案を認めます。 (1)全ての構成員が、「かごしまGX研究事業業務委託 企画提案実施要領 3 参加資格要件」に示した項目を全て満たすこと。 (2)各構成員が、他の構成員として又は単独で本企画提案に参加していないこと。 (3)本業務を受託するに当たっての各構成員の役割を、「かごしまGX研究事業業務委託 企画提案実施要領 7(1)エ 実施体制書」に記載すること。 なお、応募手続及び契約手続を担当する構成員を明記すること。 (4)共同企業体に係る協定書を締結していること、又は、当該業務委託契約の締結の日までに協定書の締結を予定していること。(協定書又は協定書案の写しを添付すること。)
	7 企画提案書等の提出	3	7(1)	共同企業体で参加の場合、企画提案書等の提出に併せて共同企業体協定書の提出が必要でしょうか。	全ての提出書類は、応募手続を担当する構成員が提出してください。 なお、「かごしまGX研究事業業務委託 企画提案実施要領 7(1)イ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する誓約書(様式3)」及び「7(1)カ 法人の概要書」は、全ての構成員分を応募手続を担当する構成員が取りまとめて提出してください。
				共同企業体で参加の場合、幹事企業が「ア提出鑑(様式2)」を提出すればよいでしょうか。もしくは構成企業と連名での提出でしょうか。	お見込みのとおりです。
	8 企画提案書等の作成に係る留意事項	3	8(2)	企画書の様式については自由となっているが、A3でもA4でもいいという理解でいいか？	スケジュール上の都合等から、書面審査としました。 また、審査委員会の構成員は、当県関係課の職員5名です。
	9 審査方法及び審査結果	4	9(1)	書類審査とあるが、プレゼンテーションを行わない理由があれば教えてほしい。また、審査委員会はどのような方たちか？	当業務委託の契約書は、鹿児島県契約規則施行指針第28条の6その3「業務委託契約書」に基づき、最優秀提案者と契約条件等を調整した上で作成します。 なお、上記契約書のデータは、本ページの「7 その他」に掲載しました。
	10 契約	4	10(4)	貴県の契約書式とは、どの書式を指すかご教示いただけますでしょうか。貴県HPでは「発注者支援業務等委託契約」と「調査業務等委託契約」の2種類が確認できますが、このいずれかになりますでしょうか。またもしこの2種類以外の書式が該当する場合はそのURL等をご教示ください。	

資料名	項目	頁	番号	質問	回答
仕様書	4 業務内 容	1	-	鹿児島県が想定しているGXの課題は何か（仮説レベルで結構です）	これまで地球温暖化対策や再生可能エネルギーの導入拡大等に取り組んできましたが、国内外の動向を踏まえ、「脱炭素社会の実現」の視点に加え、「産業競争力の向上」を図る視点からの取組が必要となっており、本県の農林水産業や観光関連産業、製造業等において、GXにどのように取り組んでいくか方向性を整理する必要がありますと考えています。
		1	4	先進事例の現地視察の対象は、企業と自治体の両方が対象になりますでしょうか。	企業、自治体をはじめ、NPO法人、経済団体など、先進的な取組を行っている主体の視察を想定しています。
		1	4	関係企業・機関・団体等へのヒアリング（15者以上）を行うこととありますが、想定されている企業・機関・団体はございますか？	県内外においてGXに取り組んでいる企業（GXリーグ参加企業等）や研究機関、産業・企業の動向の情報を持つ金融機関や経済団体などを想定しています。
		1	4	先進事例の現地視察やヒアリングする団体はどれくらいの規模の団体を想定しているか？	先進事例の現地視察の視察先及びヒアリング対象の規模の制約は設けません。
		1	4	先進事例の現地視察（3箇所程度）とありますが、視察先の対象は全国になりますでしょうか？場所の想定はございますか？また、視察は受託者のみにて行う想定でしょうか？	先進事例の現地視察の視察先は、全国を対象とします。現地視察及びヒアリングには、可能な範囲で当県担当者が参加する予定です。現地視察及びヒアリングに係る当県参加者の交通費等については、県が費用を負担し、受託者に費用負担は生じません。
		1	4	先進事例の現地視察及びヒアリングの対象として、具体的に想定している企業、機関、団体はあるか。また、視察先の規模について制約があるか。	
		1	4	先進事例の現地視察は、貴県の担当者様は同行されますでしょうか。	
		1	4	「先進事例の現地視察（3箇所程度）、関係企業・機関・団体等へのヒアリング（15者以上）を行うこと」との記載がありますが、受託者のみで視察やヒアリングに行くという認識で宜しいでしょうか。受託者以外の現地視察やヒアリングへの参加を想定する場合、交通費等の費用負担は受託者負担となりますでしょうか。	
		1	4	先進事例の現地視察及び関係企業・機関・団体へのヒアリングに鹿児島県職員が参加する予定か。参加する場合、鹿児島県職員の交通費等の費用は受託者負担となるか。	
		1	4(2)	鹿児島県が現在取り組んでいるGXを教えてください。	
		1	4(3)	「②事業継続のために脱炭素・GXへの対応が必要な分野」とはどの産業をイメージしているのか？	
		1	4(3)	分析に必要なデータを貴県が保有している場合、当該データを開示いただくことは可能でしょうか。	当県で保有するデータのうち、開示可能かつ当業務委託の実施にあたり必要なものについては、必要な手続きを経た上で、受託者に提供します。
		1	4(4)	今業務の結果、鹿児島県としてどう動いていくべきかというゴールイメージはあるか？	本業務委託を通じて、本県における今後の取組の方向性を整理し、GX推進に向けた施策立案に活かしていくこととしています。
1	4(4)	鹿児島県としてのGXの目標値を教えてください。	県地球温暖化対策実行計画及び県再生可能エネルギー導入ビジョン2023において、温室効果ガス排出量の削減目標（2030年度までに2013年度比46%削減）や発電・熱利用・燃料製造の導入目標を設定していますが、GXに関する目標値として設定しているものはありません。		

資料名	項目	頁	番号	質問	回答	
仕様書	4 業務内容	1	4(4)	「その整理に当たっては、検討会等を通じて、有識者等の意見を聴くこと。」とありますが、その整理の手法は検討会の開催に限定するものではなく、提案によるものと理解してよろしいでしょうか。	今後の取組の方向性を整理するに当たり、その妥当性や実現性等について、有識者から意見を伺う場として、検討会を開催する予定です。開催方法等については、採択した企画提案内容を踏まえ、受託者と協議の上、決定することとしています。なお、検討会に替えて他の有効な手法があれば、理由と併せて企画提案書に記載してください。	
		1	4(4)	なお、その整理に当たっては、検討会等を通じて、有識者等の意見を聴くこととありますが、検討会は今業務とは別に開催されるものでしょうか？また、有識者等の想定はございますか？		
		1	4(4)	検討会等を通じて、有識者等の意見を聴くこととなっておりますが、検討会の回数、時間、開催時期、参加人数、参加される有識者名を教えてくださいませんか。		
		1	4(4)	検討会はオンラインでの参加は可能でしょうか。		
	5 業務要件	5 業務要件	1	4(4)	「なお、その整理に当たっては、検討会等を通じて、有識者等の意見を聴くこと。」との記載がありますが、検討会の実施回数、参加有識者数や有識者の属性に係る規定はありますでしょうか。また、検討会実施にあたって必要な下記①～⑤の業務は全て受託者による実施をご想定との認識で宜しいでしょうか。 ①有識者選定・依頼・委嘱手続き ②出席者日程調整 ③有識者への謝金の支払い ④検討会当日資料作成 ⑤検討会当日議事録作成・修正	今後の取組の方向性を整理するに当たり、その妥当性や実現性等について、有識者から意見を伺う場として、検討会を開催する予定です。開催方法等については、採択した企画提案内容を踏まえ、受託者と協議の上、決定することとしています。また、左記①～⑤の業務は、基本的に受託者による実施を想定しています。
			2	5(3)	中間報告の内容について、主な用途が具体的に決まっていたら、ご教示ください。	中間報告は、県庁内におけるGXへの理解促進や、来年度におけるGX推進に向けた施策立案等に活用します。
			2	5(3)	「GX推進が見込まれる分野については」とあるが、「GX推進を図るべき分野」の誤りではないか。	お見込みのとおりです。
			2	5(4)	鹿児島県職員の方の「GXリテラシー」はどれくらいあるのか？例えばGXに関する用語みたいなのは皆さん理解されているか？	県庁内においては、GXに関する議論が深まっていない状況にあり、本業務委託等を通じて理解を促進し、議論を深めていくこととしています。
			2	5(4)	業務成果の説明の回数、時間、開催時期、参加人数を教えてくださいませんか。	業務成果の説明は、1～2回、中間報告又は最終報告の時期にあわせて、2時間程度、当県職員50名程度（Web参加を含む）を想定していますが、採択した企画提案内容を踏まえ、受託者と協議の上、決定することとしています。業務成果の説明について、実施回数など提案がある場合には、企画提案書に記載してください。
			2	5(4)	「県庁内の会議等」に関し、時期や開催の回数、主な参加者等について、具体的な方針がございましたら、ご教示ください。	
			2	5(4)	「委託者が実施する県庁内の会議等において、業務成果の説明を行うこと。」との記載がありますが、最終成果物にまとめた段階で業務成果の説明を1回実施するという認識で宜しいでしょうか。「県庁内におけるGXへの理解を促進するため」と記載があることから、教育的要素も踏まえ複数回にわたって実施することは可能でしょうか。	
	2	5(4)	業務成果の説明はオンラインでの参加は可能でしょうか。	対面での参加が望ましいと考えていますが、オンラインでの参加も可能とします。		
	鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する誓約書（様式3）	役員等名簿	-	-	役員等名簿については、弊社の有価証券報告書の記載箇所の抜粋にて代える形でよろしいでしょうか。また、各役員の住所につきましては、個人情報関係でご提示することが難しいため、記載なしでもよろしいでしょうか。	本名簿は、「鹿児島県暴力団排除条例」に基づく、暴力団排除措置の一環として、本業務委託への応募者が暴力団排除措置の対象となる法人等に該当するか否かを鹿児島県警察本部に照会する際に使用しますので、所定の様式を使用してください。上記照会にあたり、同姓同名の個人を判別するため、住所を記載いただく必要があります。なお、提出いただいた役員名簿等は、関連法令に従い適切に管理し、上記照会以外の目的では使用しません。